

志摩市新型コロナウイルス感染症対策事業 第3弾（案）

「ささえあいSHIMAしょう!!」

令和2年5月14日
志摩市

（注）議会承認前のため、当該資料に記載の事業内容、予算額は確定内容ではありません。

目次

- 1 . 特別定額給付金【新規】
- 2 . 生活困窮者自立支援事業【拡充】
- 3 . 生活支援特別給付事業【新規】
- 4 . 傷病手当金【新規】
- 5 . 水道料金の減免【新規】
- 6 . 子育て世帯臨時特別給付金事業【新規】
- 7 . 児童扶養手当特別給付金事業【新規】
- 8 . 【保育所・幼稚園】緊急環境整備事業【新規】
- 9 . 子ども配食事業【新規】
- 10 . スクールバス等増便運行【新規】
- 11 . テイクアウト応援商品券事業
- 12 . 個人漁業者応援給付金事業
- 13 . 水産物販売支援助成金事業
- 14 . 漁業共済加入補助金
- 15 . 小規模企業者応援給付金、宿泊施設休業経費給付金の給付要件の緩和等
- 16 . 市役所内弁護士による無料電話法律相談

1 . 特別定額給付金【新規】

補正予算（案）

49 億 2,227 万 6 千円



目的

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施します。

内容

給付対象者

- ・ 基準日（令和2年4月27日）において、志摩市の住民基本台帳に記録されている者

受給権者

- ・ 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額

- ・ 給付対象者1人につき10万円を給付

給付金の申請方法

- ・ 郵送申請方式、またはオンライン申請方式で、新型コロナウイルス感染症対策で接触を避けることから、原則は郵送やオンラインでの申請受付

申請受付期間

郵 送 申 請：令和2年5月14日から令和2年8月13日まで（当日消印有効）

オンライン申請：令和2年5月 2日から令和2年8月13日まで（当日申請分迄）

【お問い合わせ】

志摩市 特別定額給付金対策室

電話：0599-43-9050

2. 生活困窮者自立支援事業【拡充】

補正予算（案）

328万3千円



目的

当初予算22.1万円と合わせ補助金としては総額350.4万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じているの方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給することにより住居を確保する。

内容

対象者

- ・ 離職、廃業から2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

支給期間

原則3か月（求職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最大9か月まで））

支給上限額（月額あたりの家賃：志摩市の目安）

単身世帯：33,400円、2人世帯：40,000円、3～5人世帯：43,400円

支給要件

- ・ 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12 + 家賃額（支給上限額以内）を超えないこと（志摩市の目安：単身世帯11.14万円、2人世帯15.50万円、3人世帯18.34万円）
- ・ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（但し100万円を超えない額）
（志摩市の目安：単身世帯46.8万円、2人世帯69万円、3人世帯84万円）
- ・ 求職活動要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（4/30～当面の間はハローワークへの求職申込が不要）

【お問い合わせ】

志摩市生活支援課

電話：0599-44-0280 FAX：0599-44-5260



3. 生活支援特別給付金事業【新規】

補正予算（案）

1,808万1千円



目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）の特例貸付を受けている世帯へ返済不要の給付金を迅速に支給し、貸付金返済負担の軽減と家計の安定を図ります。

内容

対象者

志摩市に住所を有する者であって、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付の借入申請を行い貸付が決定した方。

なお、令和2年3月25日から令和3年3月26日までの間に、生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付の決定を受けた方が対象となります。

給付額

1世帯 5万円 世帯に1回のみ給付

申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記載し、対象要件を満たすことが分かる書類を添えて市担当課窓口へ提出（郵送可）

申請期間

告示日から令和3年3月26日

【お問い合わせ】

志摩市 地域福祉課

電話：0599-44-0283 FAX：0599-44-5260

4 . 傷病手当金【新規】

補正予算(案)

116万7千円

目的

志摩市国民健康保険では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国保に加入している被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染するなど、労務に服することができない場合に傷病手当金を支給します。被保険者が、収入の心配なく休める環境を整えることで、感染拡大を防止します。

内容

対象者

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない被保険者の属する世帯主。

対象となる日

- ・労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日（ 1 ）から労務に服することができない期間（ 2 ）について、支給の対象となります。
 - 1 連続した3日間の後の4日目以降の日数が支給の対象となります。
 - 2 有給休暇や休業手当などの補償が受けられる方は対象となりません。

支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 対象となる日数

実施期間

- ・令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で療養のため、労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

申請方法

申請には医師の意見書及び事業主の証明書などが必要となるので、事前に保険年金課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

志摩市 保険年金課

電話：0599-44-0213

FAX：0599-44-5260

5 . 水道料金の減免【新規】

補正予算（歳入の減額）（案）

2億4,010万8千円



目的

新型コロナウイルス感染症が経済的に大きな影響をもたらしている状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援します。

内容

支援内容 水道料金に係る基本料金及びメーター使用料を全額免除します。

例) 口径13mm	1か月当り基本料金	0m ³ ~ 8m ³ (税込)	1,408円	
		メーター使用料(税込)	77円	
	合 計		1,485円	軽減後0円

1か月20m³使用した場合(税込) 軽減前4,389円 軽減後2,904円

口径13mmの一般家庭の水道料金は、**6か月間で税込8,910円の軽減**となります。また、軽減率(令和2年4月実績からの算定値)は、1家庭当り平均37.2%の軽減、1営業所当り平均9.1%の軽減となります。

対象者 官公庁を除く、すべての給水契約者
【対象者数(令和2年4月検針時)22,626件(家庭用20,719件、営業用等1,907件)】

免除期間 令和2年6月料金(5月使用分)から令和2年11月料金(10月使用分)までの6か月間

【お問い合わせ】

志摩市 水道総務課

電話：0599-44-0220

FAX：0599-44-5261

6 . 子育て世帯臨時特別給付金事業【新規】

補正予算（案）

4,856万8千円



目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金を支給する。

内容

概要

国の制度として、子育て世帯への臨時特別給付金（一時金）を支給する。

対象者

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童（昨年度において中学3年生まで）を養育している保護者で児童手当の受給者

対象児童数 4,698人（見込）

給付額

児童1人につき10,000円

実施期間

令和2年5月～令和3年3月

【お問い合わせ】

志摩市こども家庭課

電話：0599-44-0282 FAX：0599-44-5260



7 . 児童扶養手当特別給付金事業【新規】

補正予算（案）

1,487万8千円



目的

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市独自の支援策として、事業所等の休業等に伴い就業環境に影響を受けやすい、ひとり親世帯等の児童扶養手当受給資格者に対し、一律3万円を給付する。

内容

対象者

令和2年4月分の児童扶養手当受給資格者に給付を行う。
（所得制限により、児童扶養手当の全部支給停止の方も含む）

給付額

受給対象者1世帯あたり一律30,000円
1回限りの支給となる。

支給予定

令和2年6月

実施期間（予定）

令和2年5月下旬～6月

【お問い合わせ】

志摩市こども家庭課

電話：0599-44-0282 FAX：0599-44-5260

8 . 【保育所・幼稚園】緊急環境整備事業【新規】

補正予算（案）

815万円



目的

保育所・幼稚園において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、消毒液等や感染防止用の備品等を購入し、子どもを安心して育てることができる環境を整備する。

内容

概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要となる衛生用品や備品等（消毒液、ハンドソープ、空気清浄機等）を整備する。

対象者

公立保育所：10施設

公立幼稚園：5施設

事業費

1施設あたり 約500千円

実施期間

令和2年5月（開始予定）

【お問い合わせ】

志摩市こども家庭課

電話：0599-44-0282 FAX：0599-44-5260



9 . 子ども配食事業【新規】

補正予算（案）

348万1千円



目的

新型コロナウイルス感染症対策としての学校休校期間中、児童生徒の食事の支援及び生活状況の確認を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

内容

対象者

志摩市に居住し、次の(1)(2)を2つとも満たす児童生徒

- (1) 生活保護家庭、就学援助費受給家庭、特別支援教育就学奨励費受給家庭のいずれかに該当する。
- (2) 日中に保護者が不在で、昼食の支援を必要とする。

配食期間

5月21日(木)から臨時休校期間終了まで（予定）

配食回数

原則として児童生徒 1 人あたり週 2 回

利用料

1 食あたり100円

申請方法

利用申請書を学校教育課へ提出してください。

【お問い合わせ】

志摩市 学校教育課

電話：0599-44-0336

FAX：0599-44-5263

10 . スクールバス等増便運行【新規】

補正予算(案)

666万3千円



目的

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、スクールバス・スクールタクシーを増便し、1台に乗車する児童生徒の少人数化を図ります。

内容

東海小学校・東海中学校

安乗・国府・志島地区の児童生徒を対象に運行しているスクールバスを4台増便します。

志摩小学校

片田東・和具学校前間の増便バスをさらに1台増やします。

磯部小学校

坂崎地区児童(1年生～4年生)を対象に運行しているスクールタクシーを1台増便します。

大王小学校

波切登茂山地区児童を対象に運行しているスクールタクシーを1台増便します。

今後の状況により、変更になる場合があります。

【お問い合わせ】

志摩市 学校教育課

電話：0599-44-0336

FAX：0599-44-5263



11. テイクアウト応援商品券事業【新規】

補正予算（案）

2,400万8千円



目的

外出自粛の影響により売上額が大幅に落ち込んでいる飲食店等が売上確保のために取り組んでいるテイクアウト商品の需要を喚起するため、市内全世帯にテイクアウト応援商品券を配布し、売上の向上を支援します。

内容

商品券の配布数

1世帯あたり額面 500円券×2枚（1,000円分）

（発行数（想定） 市内全世帯数（推計値） 22,850世帯×2枚 = 45,700枚）

商品券の使用可能期間

配布の日から令和2年8月31日まで

商品券の配布方法

令和2年5月末より順次郵送を予定している市民向けに無償で配布するマスクと同封。

対象となる店舗

市内に店舗を有する事業者で、テイクアウト（持ち帰り）・出前の商品を販売する者のうち本事業に参画する事業者

事業の実施方法

志摩市商工会に対し、事業周知、事業者募集（登録）、商品券作成、商品券換金など商品券取扱い業務を委託予定

予算の概要

テイクアウト応援商品券事業補助金 500円 × 2枚 × 22,850世帯 = 22,850千円

テイクアウト応援商品券取扱業務委託料 商品券等印刷代、参加募集・制度告知経費、事務経費等 合計 1,158千円

【お問い合わせ】

志摩市 観光商工課

電話：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262

12. 個人漁業者事業持続給付金事業【新規】

目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために宿泊施設、飲食店等の休業が相次ぎ、市内に水揚げされる水産物の価格が著しく低下して漁業者の収入も減少していることから、事業持続給付金を交付することにより、個人漁業者の事業継続を支援し、志摩市の重要な観光資源である水産物の供給体制を維持する。

内容

給付対象者

- ・ 志摩市内に住所を有する、三重外湾漁業協同組合又は、鳥羽磯部漁業協同組合の組合員。
- ・ 令和2年4月以降の水揚げ金額が、前年同月比30%以上減少している方。
- ・ 市内で1年以上漁業を営み、かつ今後1年以上漁業を営む予定であること。
- ・ 市税の滞納がないこと。
- ・ 市の小規模企業者応援給付金を申請していないこと

給付額

昨年一年間の水揚げ金額が

- | | |
|-----------------|---------------|
| 120万円以上の方 | 一律 5万円 |
| 10万円以上120万円未満の方 | 一律 2万円 |

【お問い合わせ】

志摩市 水産課

電話：0599-44-0289

FAX：0599-44-5262

13 . 水産物販売支援助成金事業【新規】

補正予算(案)

500万円



目的

新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低下の影響を回避するため、消費者への直接販売等を行うことで漁業収入の確保を図る漁業者等の取組を支援する。

内容

助成対象者

- ・志摩市内に住所を有する、三重外湾漁業協同組合又は、鳥羽磯部漁業協同組合の組合員である個人、若しくは組合員のグループであって、新たにインターネット等を活用し、市内外の消費者を対象として水産物の販売を行おうとする者。グループの場合は、漁業協同組合の組合員以外に事務手続きを担当する組合員以外の者を加えることが出来る。ただし、組合員の人数を超えることはできない。
- ・今後1年以上漁業を営む予定であること。
- ・市税の滞納がないこと。
事前に漁協との調整を行うこと。
市がすでに実施している販売促進助成金との併用はできません。

助成額

- ・事業を行うために必要となる初期費用 **上限50万円×5名(グループ)まで**
販売を行うためのホームページ等の構築経費(機器購入を除く)
商品の決済を行うための電子決済システム等の導入経費など
- ・実際の販売活動に対する助成金 **上限5万円×50名(グループ)まで**
海女もんのシール・タグの購入費用
商品の発送または配付数 1個あたり300円など

【お問い合わせ】

志摩市 水産課

電話：0599-44-0289

FAX：0599-44-5262

14 . 漁業共済加入補助金【新規】

補正予算(案)

900万円



目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために宿泊施設、飲食店等の休業が相次いだことから、市内に水揚げされる水産物の価格が著しく低下し、漁業者の収入も減少している。
このため、漁業経営の安定に資するための漁業共済制度への加入を促進することにより、今後の水揚げ金額の変動に対応し、漁業経営の継続を図る漁業への移行を図ることを目的とする。

内容

漁業共済制度は、異常の事象等によって受ける損失を補填し、漁業経営の安定に資することを目的とする共済制度であり、国の掛金助成を受けることが出来る制度となっている。
この制度を活用し、魚価安となった場合の漁業収入の補填に対応している「漁獲共済」および「特定養殖共済」に加入する個人漁業者を対象として、漁業者が負担する共済掛金の2分1を補助する。

助成額

漁業者が負担する共済掛金の50%

助成対象となる共済事業

志摩市内に住所を有する三重外湾漁業協同組合及び鳥羽磯部漁業協同組合に所属する 漁業者（法人を除く）が、契約する漁業共済事業のうち、魚価安を補償対象とする「漁獲共済」及び「特定養殖共済」

養殖共済、漁業施設共済、休漁補償共済など、魚価安を補償対象としない共済事業及び積立ぶらすは補助対象外の事業となります。

長期契約を行う場合には、初年度にかかる掛金のみ対象となります。

【お問い合わせ】

志摩市 水産課

電話：0599-44-0289

FAX：0599-44-5262



1 5 .小規模企業者応援給付金、宿泊施設休業経費給付金の給付要件の緩和等

要件変更

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による緊急事態宣言の延長に伴い、企業者の事業環境がさらに厳しい状況となっていることから、以下のとおり小規模企業者応援給付金および宿泊施設休業経費給付金の給付要件を緩和します。

変更後の要件については、令和2年5月15日以降の申請分より適用します。

小規模企業者応援給付金の給付要件の主な変更点	
【1. 従業員数に係る要件の撤廃】 ・ 常時使用する従業員の数が1人以上であること	・ (要件の撤廃) 代表者や役員のみで構成される法人や事業主のみで構成される個人事業者についても給付対象とする
【2. 給付額の変更】 ・ 一律20万円	・ 常時使用する従業員あり 20万円 ・ 常時使用する従業員なし 10万円
【3. 申請期間の変更 (〆切日の設定)】 ・ 申請期間 4月28日から	・ 申請期間 4月28日から6月15日()まで () 6月15日消印有効

宿泊施設休業経費給付金の給付要件の主な変更点	
【1. 本社所在地に係る要件の緩和】 ・ 法人の場合、登記簿上の本店が市内であること	・ 法人の場合、本店所在地が市外であっても、市内において宿泊施設を営む場合、給付対象とする
【2. 対象休業期間の変更 (終期の設定)】 ・ 4月15日以降の休業	・ 4月15日～5月31日までの休業
【3. 申請期間の変更 (〆切日の設定)】 ・ 申請期間 4月28日から	・ 申請期間 4月28日から6月15日()まで () 6月15日消印有効

16 . 市役所内弁護士による無料電話法律相談

目的

新型コロナウイルス感染症拡大により法的な悩みごとを抱えられた市民に法律相談を提供することを目的とし、市役所内弁護士による無料電話法律相談を実施します。

相談対応

対象者

志摩市内に住所を有する、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する法的な悩みごとを抱えられている方々を対象にします。

相談対応

電話相談受付ダイヤルに電話申込みをしていただき、相談日時の予約をしていただきます。相談日は、月曜日、水曜日及び金曜日に限ります。予約日時に、市役所内弁護士より折り返しのお電話をいたします。月曜日、水曜日、金曜日の午前11時までに相談申込みいただければ、最短で当日の午後に電話法律相談をいたします（相談枠には限りがあります。相談枠が埋まっている場合には、数日後になることがあります。）。

相談1回につき、最長50分まで。同一の相談者からの電話法律相談は、3回までに限ります。

受付期間 令和2年5月18日（月）～ 同年8月31日（月）（状況により、受付を延長する場合があります。）

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

電話相談受付ダイヤル 0599-44-0205（総合政策課）

【お問い合わせ】

志摩市 総合政策課

電話：0599-44-0205

FAX：0599-44-5252

